

第6回高梁市議会（定例）議案

令和 6 年 1 1 月

高 梁 市

第 6 回高梁市議会(定例)議案目録

議案番号	件 名	結 果	頁
議案第 83号	専決処分の承認を求めることについて		5
議案第 84号	高梁市国民健康保険条例の一部を改正する条例		17
議案第 85号	高梁市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例		19
議案第 86号	高梁市立小学校、中学校及び義務教育学校条例の一部を改正する条例		21
議案第 87号	高梁市立幼稚園条例の一部を改正する条例		23
議案第 88号	高梁市保育士養成奨学金貸付条例を廃止する条例		25
議案第 89号	市道路線の認定について		27
議案第 90号	工事請負変更契約の締結について		31
議案第 91号	岡山県市町村総合事務組合規約の変更について		35
議案第 92号	令和 6 年度高梁市一般会計補正予算（第 5 号）		
議案第 93号	令和 6 年度高梁市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）		
議案第 94号	令和 6 年度高梁市国民健康保険成羽病院事業会計補正予算（第 1 号）		
議案第 95号	令和 6 年度高梁市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）		
議案第 96号	令和 6 年度高梁市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）		
議案第 97号	令和 6 年度高梁市養護老人ホーム特別会計補正予算（第 1 号）		

議案第 98号	令和6年度高梁市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第1号）		
議案第 99号	令和6年度高梁市水道事業特別会計補正予算（第1号）		
議案第100号	令和6年度高梁市下水道事業特別会計補正予算（第2号）		

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

高梁市長 石 田 芳 生

番 号	件 名	頁
専決第 7 号	令和 6 年度高梁市一般会計補正予算（第 4 号）	7

令和6年度高梁市一般会計補正予算（第4号）

令和6年度高梁市一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 25,757千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 28,885,337千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

令和6年10月9日 専 決

高梁市長 近 藤 隆 則

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
16	国庫支出金	3,739,349	25,757	3,765,106
	3 国庫委託金	6,277	25,757	32,034
歳 入 合 計		28,859,580	25,757	28,885,337

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	3,252,991	25,757	3,278,748
	4 選挙費	105,420	25,757	131,177
歳 出 合 計		28,859,580	25,757	28,885,337

1 総括
(歳入)

9

(歳 出)

[illegible]

[illegible]

2 歳 入

1 6 款 国庫支出金

25,757千円

3 項 国庫委託金

25,757千円

目	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費委託金	千円 573	千円 25,757	千円 26,330
計	6,277	25,757	32,034

節		説	明
区 分	金 額		
41 衆議院議員選 挙費委託金	千円 25,757	衆議院議員選挙執行費委託金	千円 25,757

1 6 款 国庫支出金

3 歳 出

2 款 総務費

25,757千円

4 項 選挙費

25,757千円

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
11 衆議院議員 選挙費	千円 0	千円 25,757	千円 25,757	千円 25,757 国庫支出金 25,757	千円	千円	千円
計	105,420	25,757	131,177	25,757	0	0	0

節		説 明
区 分	金 額	
1 報酬	千円 3,788	千円 投・開票管理者、立会人報酬 2,473 会計年度任用職員報酬 1,315
3 職員手当等	10,041	超過勤務手当 10,041
8 報償費	274	一般報償費 274
9 旅費	242	普通旅費 228 費用弁償 14
11 需用費	1,875	消耗品費 1,696 燃料費 36 食糧費 122 修繕料 21
12 役務費	2,253	通信運搬費 1,392 広告料 244 手数料 597 保険料 20
13 委託料	7,112	ポスター掲示板設置業務委託料 6,372 システム処理委託料 740
14 使用料及び賃借料	172	会場借上料 172

2 款 総務費

高梁市国民健康保険条例の一部を改正する条例

高梁市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 1 月 29 日提出

高梁市長 石 田 芳 生

高梁市条例第 号

(令和 6 年 月 日制定)

高梁市国民健康保険条例の一部を改正する条例

高梁市国民健康保険条例(平成 16 年高梁市条例第 146 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「50 万円」を「48 万 8,000 円」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長が健康保険法施行令(大正 15 年勅令第 243 号)第 36 条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに 3 万円を上限として加算するものとする。

附 則 (令和 6 年高梁市条例第 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に出産した第 6 条第 1 項の規定による出産育児一時金については、なお従前の例による。

提 案 理 由

健康保険法施行令の基準に準じた額にするため。

(参考)

高梁市国民健康保険条例新旧対照表

改正案	現行
(出産育児一時金) 第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>48万8,000円</u>を支給する。<u>ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。</u> 2 略	(出産育児一時金) 第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>50万円</u>を支給する。 2 略

高梁市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例

高梁市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

高梁市長 石 田 芳 生

高梁市条例第 号

(令和 6 年 月 日制定)

高梁市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例

高梁市消防本部及び消防署の設置等に関する条例（平成 1 6 年高梁市条例第 2 7 8 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号の表中「高梁市横町 1 6 9 3 番地 1」を「高梁市川端町 3 8 番地 1」に改める。

附 則（令和 6 年高梁市条例第 号）

この条例は、令和 7 年 3 月 1 8 日から施行する。

提 案 理 由

消防本部及び消防署の位置を変更するため。

(参考)

高梁市消防本部及び消防署の設置等に関する条例新旧対照表

改正案	現行												
(位置、名称及び管轄区域) 第3条 消防本部及び消防署の位置及び名称並びに消防署の管轄区域は、次のとおりとする。 (1) 名称及び位置 <table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>高梁市消防本部</td><td><u>高梁市川端町38番地1</u></td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr></table> (2) 略	名称	位置	高梁市消防本部	<u>高梁市川端町38番地1</u>	(略)		(位置、名称及び管轄区域) 第3条 消防本部及び消防署の位置及び名称並びに消防署の管轄区域は、次のとおりとする。 (1) 名称及び位置 <table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>高梁市消防本部</td><td><u>高梁市横町1693番地1</u></td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr></table> (2) 略	名称	位置	高梁市消防本部	<u>高梁市横町1693番地1</u>	(略)	
名称	位置												
高梁市消防本部	<u>高梁市川端町38番地1</u>												
(略)													
名称	位置												
高梁市消防本部	<u>高梁市横町1693番地1</u>												
(略)													

高梁市立小学校、中学校及び義務教育学校条例の一部を改正する条例

高梁市立小学校、中学校及び義務教育学校条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 11 月 29 日提出

高梁市長 石 田 芳 生

高梁市条例第 号

(令和 6 年 月 日制定)

高梁市立小学校、中学校及び義務教育学校条例の一部を改正する条例

高梁市立小学校、中学校及び義務教育学校条例（平成 16 年高梁市条例第 74 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

〃	高梁市立川面小学校	高梁市川面町 895 番地
〃	高梁市立巨瀬小学校	高梁市巨瀬町 4966 番地 2
〃	高梁市立中井小学校	高梁市中井町西方 300 番地

」を

「

〃	高梁市立川面小学校	高梁市川面町 895 番地
---	-----------	---------------

」に

改める。

附 則（令和 6 年高梁市条例第 号）

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

高梁市立巨瀬小学校及び高梁市立中井小学校を高梁市立有漢学園へ統合するため。

(参考)

高梁市立小学校、中学校及び義務教育学校条例新旧対照表

改正案			現行		
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)		
区分	名称	位置	区分	名称	位置
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
〃	高梁市立川面小学校	高梁市川面町895番地	〃	高梁市立川面小学校	高梁市川面町895番地
			〃	高梁市立巨瀬小学校	高梁市巨瀬町4966番地2
			〃	高梁市立中井小学校	高梁市中井町西方300番地
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

高梁市立幼稚園条例の一部を改正する条例

高梁市立幼稚園条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 1 月 29 日提出

高梁市長 石 田 芳 生

高梁市条例第 号

(令和 6 年 月 日制定)

高梁市立幼稚園条例の一部を改正する条例

高梁市立幼稚園条例（平成 16 年高梁市条例第 77 号）の一部を次のように改正する。

別表高梁市立巨瀬幼稚園の項、高梁市立中井幼稚園の項及び高梁市立宇治幼稚園の項を削る。

附 則（令和 6 年高梁市条例第 号）

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表高梁市立巨瀬幼稚園の項及び高梁市立中井幼稚園の項を削る改正規定は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

高梁市立巨瀬幼稚園、高梁市立中井幼稚園及び高梁市立宇治幼稚園を廃園とするため。

(参考)

高梁市立幼稚園条例新旧対照表

改正案		現行	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
幼稚園の名称	位置	幼稚園の名称	位置
(略)		(略)	
高梁市立玉川幼稚園	高梁市玉川町玉1528番地2	高梁市立巨瀬幼稚園	高梁市巨瀬町4972番地5
高梁市立福地幼稚園	高梁市落合町福地1578番地	高梁市立中井幼稚園	高梁市中井町西方301番地1
		高梁市立玉川幼稚園	高梁市玉川町玉1528番地2
		高梁市立宇治幼稚園	高梁市宇治町宇治1677番地
		高梁市立福地幼稚園	高梁市落合町福地1578番地

高梁市保育士養成奨学金貸付条例を廃止する条例

高梁市保育士養成奨学金貸付条例を廃止する条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 1 月 29 日提出

高梁市長 石 田 芳 生

高梁市条例第 号

(令和 6 年 月 日制定)

高梁市保育士養成奨学金貸付条例を廃止する条例

高梁市保育士養成奨学金貸付条例（平成 29 年高梁市条例第 6 号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現にこの条例による廃止前の高梁市保育士養成奨学金貸付条例の規定により貸付けを決定した奨学金については、なお従前の例による。

提 案 理 由

保育士資格等の取得を希望する者に対する他の奨学金等の充実に伴い、高梁市保育士養成奨学金貸付制度を廃止するため。

市道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき、市道の路線を次のとおり認定する。

（新規路線）

路線名	起 点 終 点	延長m	幅員m
神明馬場尻線	起点 有漢町上有漢 4 1 4 5 番 4 地先 から 終点 有漢町上有漢 4 6 4 8 番 5 地先 まで	1,548.0	3.8～6.8
計 1 路 線		1,548.0	

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

高梁市長 石 田 芳 生

提 案 理 由

道路法の規定に基づき市道路線の認定をするため。

有漢町上有漢地内	起点 有漢町上有漢 4 1 4 5 番 4 地先 から
市道神明馬場尻線	終点 有漢町上有漢 4 6 4 8 番 5 地先 まで



(参考)

道路法（抜すい）

（市町村道の意義及びその路線の認定）

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

3～5 略

工事請負変更契約の締結について

令和 5 年 9 月 2 9 日、議案第 7 0 号及び令和 6 年 9 月 1 0 日、議案第 7 0 号で議決された令和 5 年度消防施設整備事業 高梁市新消防庁舎建設工事（電気設備工事）について、次のとおり工事請負変更契約を締結するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 5 号及び高梁市の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 6 年高梁市条例第 5 2 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 令和 5 年度消防施設整備事業
高梁市新消防庁舎建設工事（電気設備工事）
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約の金額 変更前 3 2 0 , 7 7 1 , 0 0 0 円
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税の額 29,161,000 円)
変更後 3 3 2 , 6 4 3 , 3 0 0 円
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税の額 30,240,300 円)
- 4 契約の相手方 高梁市横町 1 5 4 1 番地の 5
中村建設株式会社
代表取締役 中村 浩巳
- 5 工 期 契約締結の日から令和 7 年 1 月 3 1 日まで

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

高梁市長 石 田 芳 生

提 案 理 由

契約金額を増額するため。

(参考)



議案第70号

工事請負契約の締結について

令和5年度消防施設整備事業 高梁市新消防庁舎建設工事（電気設備工事）について、次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び高梁市の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年高梁市条例第52号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 令和5年度消防施設整備事業
高梁市新消防庁舎建設工事（電気設備工事） |
| 2 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 契約の金額 | 310,200,000円
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税の額 28,200,000円) |
| 4 契約の相手方 | 高梁市横町1541番地の5
中村建設株式会社
代表取締役 中村 浩巳 |
| 5 工 期 | 契約締結の日から令和7年1月31日まで |

令和5年9月21日提出

高梁市長 近 藤 隆 則

提 案 理 由

消防庁舎を建設するため。

(参考)



議案第70号

工事請負変更契約の締結について

令和5年9月29日、議案第70号で議決された令和5年度消防施設整備事業 高梁市新消防庁舎建設工事（電気設備工事）について、次のとおり工事請負変更契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び高梁市の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年高梁市条例第52号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 令和5年度消防施設整備事業
高梁市新消防庁舎建設工事（電気設備工事） |
| 2 | 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 | 契約の金額 | 変更前 310,200,000円
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税の額 28,200,000円)
変更後 320,771,000円
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税の額 29,161,000円) |
| 4 | 契約の相手方 | 高梁市横町1541番地の5
中村建設株式会社
代表取締役 中村 浩巳 |
| 5 | 工 期 | 契約締結の日から令和7年1月31日まで |

令和6年8月21日提出

高梁市長 近 藤 隆 則

提 案 理 由

契約金額を増額するため。

(参考)

地方自治法(抜すい)

(議決事件)

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。

(6)～(15) 略

2 略

高梁市の議会の議決に付すべき契約及び 財産の取得又は処分に関する条例(抜すい)

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

岡山市町村総合事務組合規約の変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定により、令和 7 年 3 月 3 1 日をもって岡山市町村総合事務組合から和気北部衛生施設組合が脱退することを承認するとともに、岡山市町村総合事務組合規約を別紙のとおり変更することについて、同法第 2 9 0 条の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

高梁市長 石 田 芳 生

提 案 理 由

岡山市町村総合事務組合規約の変更に係る協議のため。

(別紙)

岡山県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

岡山県市町村総合事務組合規約（平成 17 年岡山県指令市第 1 号）の一部を次のように変更する。

別表第 1 中 「和気赤磐し尿処理施設一部事務組合
和気北部衛生施設組合」 を「和気・赤磐環境衛生施設組合」
に改める。

別表第 2 第 3 条第 1 号に関する事務の項、同表第 3 条第 2 号及び第 3 号に関する事務の項及び同表第 3 条第 4 号に関する事務の項中「，和気赤磐し尿処理施設一部事務組合，和気北部衛生施設組合」を「，和気・赤磐環境衛生施設組合」に改める。

附 則

この規約は、岡山県知事の許可のあった日から施行し、変更後の岡山県市町村総合事務組合規約の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

(参考)

岡山市町村総合事務組合規約新旧対照表

改正案				現行			
別表第1（第2条関係）				別表第1（第2条関係）			
岡	山	市		岡	山	市	
倉	敷	市		倉	敷	市	
津	山	市		津	山	市	
玉	野	市		玉	野	市	
笠	岡	市		笠	岡	市	
井	原	市		井	原	市	
総	社	市		総	社	市	
高	梁	市		高	梁	市	
新	見	市		新	見	市	
備	前	市		備	前	市	
瀬	戸	内	市	瀬	戸	内	市
赤	磐	市		赤	磐	市	
真	庭	市		真	庭	市	
美	作	市		美	作	市	
浅	口	市		浅	口	市	
和气郡	和	気	町	和气郡	和	気	町
都窪郡	早	島	町	都窪郡	早	島	町
浅口郡	里	庄	町	浅口郡	里	庄	町
小田郡	矢	掛	町	小田郡	矢	掛	町
真庭郡	新	庄	村	真庭郡	新	庄	村

苫田郡 鏡 野 町
 勝田郡 勝 央 町
 奈 義 町
 英田郡 西 栗 倉 村
 久米郡 久 米 南 町
 美 咲 町

加賀郡 吉 備 中 央 町

旭東用排水組合

備南衛生施設組合

勝英衛生施設組合

旭川中部衛生施設組合

和気・赤磐環境衛生施設組合

岡山市久米南町国民健康保険病院組合

和気老人ホーム組合

岡山県市町村税整理組合

岡山県中部環境施設組合

津山圏域衛生処理組合

久米老人ホーム組合

井原地区消防組合

勝田郡老人福祉施設組合

東備消防組合

柵原吉井特別養護老人ホーム組合

苫田郡 鏡 野 町
 勝田郡 勝 央 町
 奈 義 町
 英田郡 西 栗 倉 村
 久米郡 久 米 南 町
 美 咲 町

加賀郡 吉 備 中 央 町

旭東用排水組合

備南衛生施設組合

勝英衛生施設組合

旭川中部衛生施設組合

和気赤磐し尿処理施設一部事務組合

和気北部衛生施設組合

岡山市久米南町国民健康保険病院組合

和気老人ホーム組合

岡山県市町村税整理組合

岡山県中部環境施設組合

津山圏域衛生処理組合

久米老人ホーム組合

井原地区消防組合

勝田郡老人福祉施設組合

東備消防組合

柵原吉井特別養護老人ホーム組合

大正池水利組合
 田原用水組合
 柵原，吉井，英田火葬場施設組合
 津山広域事務組合
 高粱地域事務組合
 岡山県市町村総合事務組合
 岡山市久米南町衛生施設組合
 津山圏域消防組合
 岡山県後期高齢者医療広域連合
 岡山県井原地区清掃施設組合
 湛井十二箇郷組合
 総社広域環境施設組合
 備南競艇事業組合
 津山圏域資源循環施設組合
 八ヶ郷合同用水組合
 円城財産区
 新山財産区
 津賀財産区
 星田財産区
 黒木財産区
 西水砂財産区

別表第2（第3条関係）

大正池水利組合
 田原用水組合
 柵原，吉井，英田火葬場施設組合
 津山広域事務組合
 高粱地域事務組合
 岡山県市町村総合事務組合
 岡山市久米南町衛生施設組合
 津山圏域消防組合
 岡山県後期高齢者医療広域連合
 岡山県井原地区清掃施設組合
 湛井十二箇郷組合
 総社広域環境施設組合
 備南競艇事業組合
 津山圏域資源循環施設組合
 八ヶ郷合同用水組合
 円城財産区
 新山財産区
 津賀財産区
 星田財産区
 黒木財産区
 西水砂財産区

別表第2（第3条関係）

第3条第1号に関する事務	井原市，高梁市，新見市，備前市，瀬戸内市，赤磐市，真庭市，美作市，浅口市，和気町，早島町，里庄町，矢掛町，新庄村，鏡野町，勝央町，奈義町，西栗倉村，久米南町，美咲町，吉備中央町，旭東用排水組合，備南衛生施設組合，勝英衛生施設組合，旭川中部衛生施設組合， <u>和気・赤磐環境衛生施設組合</u> ，岡山市久米南町国民健康保険病院組合，和気老人ホーム組合，岡山県市町村税整理組合，岡山県中部環境施設組合，久米老人ホーム組合，井原地区消防組合，勝田郡老人福祉施設組合，東備消防組合，柵原吉井特別養護老人ホーム組合，田原用水組合，柵原，吉井，英田火葬場施設組合，高梁地域事務組合，岡山県市町村総合事務組合，岡山市久米南町衛生施設組合，津山圏域消防組合，岡山県後期高齢者医療広域連合，津山圏域資源循環施設組合	第3条第1号に関する事務	井原市，高梁市，新見市，備前市，瀬戸内市，赤磐市，真庭市，美作市，浅口市，和気町，早島町，里庄町，矢掛町，新庄村，鏡野町，勝央町，奈義町，西栗倉村，久米南町，美咲町，吉備中央町，旭東用排水組合，備南衛生施設組合，勝英衛生施設組合，旭川中部衛生施設組合， <u>和気赤磐し尿処理施設一部事務組合</u> ， <u>和気北部衛生施設組合</u> ，岡山市久米南町国民健康保険病院組合，和気老人ホーム組合，岡山県市町村税整理組合，岡山県中部環境施設組合，久米老人ホーム組合，井原地区消防組合，勝田郡老人福祉施設組合，東備消防組合，柵原吉井特別養護老人ホーム組合，田原用水組合，柵原，吉井，英田火葬場施設組合，高梁地域事務組合，岡山県市町村総合事務組合，岡山市久米南町衛生施設組合，津山圏域消防組合，岡山県後期高齢者医療広域連合，津山圏域資源循環施設組合
第3条第2号及び第3号に関する事務	玉野市，井原市，総社市，高梁市，新見市，備前市，瀬戸内市，赤磐市，真庭市，美作市，浅口市，和気町，早島町，里庄町，矢掛町，新庄村，鏡野町，勝央町，奈義町，西栗倉村，久米南町，美咲町，吉備中央町，旭東用排水組合，備南衛生施設組合，勝英	第3条第2号及び第3号に関する事務	玉野市，井原市，総社市，高梁市，新見市，備前市，瀬戸内市，赤磐市，真庭市，美作市，浅口市，和気町，早島町，里庄町，矢掛町，新庄村，鏡野町，勝央町，奈義町，西栗倉村，久米南町，美咲町，吉備中央町，旭東用排水組合，備南衛生施設組合，勝英

	生施設組合，和気・赤磐環境衛生施設組合 _____，岡山市久米南町国民健康保険病院組合，和気老人ホーム組合，岡山市町村税整理組合，岡山県中部環境施設組合，久米老人ホーム組合，勝田郡老人福祉施設組合，東備消防組合，柵原吉井特別養護老人ホーム組合，田原用水組合，柵原，吉井，英田火葬場施設組合，高梁地域事務組合，岡山市町村総合事務組合，岡山市久米南町衛生施設組合，岡山県後期高齢者医療広域連合，津山圏域資源循環施設組合		生施設組合，和気赤磐し尿処理施設一部事務組合，和気北部衛生施設組合，岡山市久米南町国民健康保険病院組合，和気老人ホーム組合，岡山市町村税整理組合，岡山県中部環境施設組合，久米老人ホーム組合，勝田郡老人福祉施設組合，東備消防組合，柵原吉井特別養護老人ホーム組合，田原用水組合，柵原，吉井，英田火葬場施設組合，高梁地域事務組合，岡山市町村総合事務組合，岡山市久米南町衛生施設組合，岡山県後期高齢者医療広域連合，津山圏域資源循環施設組合
第3条第5号に関する事務	略	第3条第5号に関する事務	略

(参考)

地方自治法（抜すい）

（組織、事務及び規約の変更）

第 286 条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体（以下この節において「構成団体」という。）の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、第 287 条第 1 項第 1 号、第 4 号又は第 7 号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

2 一部事務組合は、第 287 条第 1 項第 1 号、第 4 号又は第 7 号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、構成団体の協議によりこれを定め、前項本文の例により、直ちに総務大臣又は都道府県知事に届出をしなければならない。

（規約等）

第 287 条 一部事務組合の規約には、次に掲げる事項につき規定を設けなければならない。

- (1) 一部事務組合の名称
- (2) 一部事務組合の構成団体
- (3) 一部事務組合の共同処理する事務
- (4) 一部事務組合の事務所の位置
- (5) 一部事務組合の議会の組織及び議員の選挙の方法
- (6) 一部事務組合の執行機関の組織及び選任の方法
- (7) 一部事務組合の経費の支弁の方法

2 略

（議会の議決を要する協議）

第 290 条 第 284 条第 2 項、第 286 条及び前 2 条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。